

おのざきスマイル保育園
医療的ケア児
受入ガイドライン

令和7年8月

I 基本的事項

1 受入要件

保育所における医療的ケア児の受入に当たっては、次の要件を満たすことを基本とします。

- ア 保護者の就労等の理由により保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- イ 保育所等における集団保育を実施することが適当であると認められること。
- ウ 保育所等における受入体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

次の項目を基本とし、各保育所で実施可能な医療的ケアを行います。その他のケアを希望する場合は御相談ください。

- ア 喀痰吸引
- イ 経管栄養
- ウ 導尿

3 対象児童

3歳児以上を基本とし、主治医から集団保育が可能であると判断されている園児を対象とします。その他の保育年齢の場合は御相談ください。

4 受入体制

保育中の医療的ケアは、医師の指示に基づき、在籍の看護師が行います。

保育を行う日は月曜日から金曜日（祝日は除く）とし、医療的ケアの提供は9時～16時（看護師が対応可能な時間帯）を原則とします。

II 入所及び医療的ケア開始までの手続

1 事前相談

- (1) 保護者は、事前相談及び保育所の施設見学等を行います。当園は、本ガイドラインに基づき、医療的ケア児の受入れに関する基本的事項、手続の流れ等について説明を行います。
- (2) 保護者は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」の作成を申請園児の主治医に依頼し、また、保護者は「保育所における医療的ケアの実施に係る相談票」を作成し提出をします。
- (3) 保護者からの相談を受け、申請園児に対して集団保育を実施することが適当であるか、次の基準によって受け入れ可能か話し合いをしていきます。

ア 申請園児の主治医が、集団保育が可能であると認めているもの。

イ 疾患はあるが、入院して治療する必要がなく容態も安定しているもの。

ウ 医療的ケアが日常生活の一部として定着しているもの。

エ 日常的に他児から隔離した場で保育が必要でないもの。

オ 看護師による付きっきりの看護が必要でないもの。

カ 状態の変化により、集団生活に著しく影響があると判断されることがないもの。

2 入所申請

- (1)入所申請書類はつくば市に提出してください。
- (2)保護者に対してつくば市より結果を通知します。

3 内定

- (1) 保護者は、入園が内定した場合、入園前の面接や健康診断等必要な手続を行います。
- (2) 保護者は、「医療的ケア依頼書」及び主治医の作成した「医療的ケア指示書」を園に提出します（本ガイドラインに定められた 指示書以外でも使用可能な場合がありますので、他事業の利用等のためにすでに指示書を取得している方は御相談ください）。

4 受入準備

- (1) 看護師は、「医療的ケア指示書」に基づき、入園園児に対する医療的ケアを確実に実施できるよう必要な実技研修等を行います（実技研修は原則保護者立ち会いのもと実施します）。また、担当看護師は当該医療的ケアの個別マニュアル（緊急時の対応方法を含む）を保護者の確認のもと作成します。
- (2) 受入準備に当たって、看護師は必要に応じて主治医医療機関への同行受診等を行います。

Ⅲ 入所後の継続等

1 医療的ケア児の継続について

(1) 年度単位で医療的ケア児の面談を実施します。面談に当たっては、保護者に「医療的ケア依頼書」及び「医療的ケア指示書」の提出をしてください。（保護者は、保育所継続に必要な手続を別途行います）。また、看護師は必要に応じて「医療的ケア実施報告書」を作成して園での医療的ケアの実施状況について主治医に報告します。

2 医療的ケアの内容変更

- (1) 入所後、年度単位の継続するにおいて医療的ケアの内容に変更がある場合、保護者は「医療的ケア依頼書」、「医療的ケア指示書」を当園に提出します。
- (2) 内容変更後の医療的ケアの実施及び集団保育の継続が適当であると判断された場合、看護師は必要な実技研修等を行い、個別マニュアルを保護者の確認のもと作成します。内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は原則として退所となります。
- (3) 医療的ケアが終了する場合、保護者は「医療的ケア終了届」を園に提出します。提出書類、児童の健康状態等を確認し、医療的ケアの終了が適切であると認められた場合、通常の保育利用に変更となります。

3 長期欠席の取扱い

入院等の長期欠席の後に登園可能となった場合、当園は、集団保育の再実施について必要に応じて面談をしていきます。

IV 医療的ケアの実施体制等

1 医療的ケアの安全実施体制

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

当園は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医等の指導及び助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、園長、保育士、看護師等職員間で共有します。

(2) 関係者の役割

園児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、園長、保育士、看護師等の職員、嘱託医等が連携・協働します。

ア 園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行います。

イ 保育士は、看護師、保護者と連携して日々の園児の健康状態を把握し、集団保育を行い、園内での生活の状況を保護者に報告します。

ウ 看護師は、保育士、保護者と連携して園児の健康状態を把握します。また、主治医の指示書に基づき、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。医療的ケアの実施状況と健康状態について、保護者に報告します。

エ 嘱託医は、園児の健康診断を行います。また、必要に応じて主治医や専門機関等と連携し、職員への助言等を行います。

(3) 衛生管理

当園は、医療的ケアの実施場所について、感染防止のため環境の整備を行います。また、園児が使用する医療的ケアの物品・備品等については登園時に受け取り、保護者と申し合わせを行った上で衛生的に保管・管理します。

(4) 文書管理

医療的ケア児の保育及び医療的ケアの実施に関する文書は、当園において必要期間保管します。

2 緊急時の対応

- (1) 医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医、嘱託医等の協力のもとに保育を実施します。また、緊急時に備えて、消防本部との情報共有等を行います。
- (2) 緊急時には、主治医医療機関との連携を行い、「医療的ケア指示書」に基づき作成した個別マニュアルに沿って対応します。
- (3) 当園は、緊急時の対応について事前に十分な説明を行い、保護者から同意を得ます。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた園長の指示のもと、園児の状況を主治医医療機関及び保護者に連絡し、必要に応じて救急車にて搬送します。緊急対応については、当園と主治医医療機関及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告します。
- (5) 保護者は、園児の体調が悪化した等の理由により、当園が保育の継続が困難と判断した場合、当園からの連絡により利用時間の途中であっても園児のお迎えをお願いします。病院搬送時には、病院に直行します。

3 職員研修

園児の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

V 保護者の了承事項

1 保育利用

- (1) 保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～16時（看護師が対応可能な時間帯）を原則とします。
- (2) 保護者は、入所申請前に「医療的ケアに関する主治医の意見書」及び「保育所における医療的ケアの実施に係る相談票」を園に提出し、集団保育の実施について面談を受けます。
- (3) 保護者は、毎年度「医療的ケア依頼書」及び「医療的ケア指示書」を当園に提出し、集団保育及び当園における医療的ケアの実施についての面談を受けます。

2 医療的ケア

- (1) 医療的ケアの開始に係る手続が完了するまでの間に保育利用を希望する場合は、保護者が付き添って登園し、医療的ケアを実施する必要があります。
- (2) 当園において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあります。
- (3) 当園では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。
- (4) 保護者は、園児の医療的ケアの内容に変更があった場合、その内容を速やかに園長に報告するとともに、「医療的ケア依頼書」、「医療的ケア指示書」を当園に提出し、集団保育の実施についての継続審査を受けます。
- (5) 当園において医療的ケア面談を受けます。アを実施するに当たって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。
- (6) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、看護師に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

3 慣らし保育

園児が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、慣らし保育を実施します（必要に応じて、保護者付き添いのもと登園します）。期間及び保育時間については、園長と相談の上定めます。園児の様子や状態によっては、この間の保育時間が短縮されたり、期間が延長・短縮されたりする場合があります。

4 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。
- (2) 登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには保育の利用を控えてください。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、けいれん重積等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による園児のお迎えをお願いします。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。園内で感染症が一定数以上発生した場合、当園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、園長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。
- (5) 当園が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。
- (6) 園児の病態の変化等により、当園が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合で、内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は、原則として退所となります。また、当園の人員、施設又は設備の状況により、当園での園児の受入れができなくなる場合があります。

5 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 園児の症状に急変が生じ、園長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、主治医医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、園児の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に園児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。
- (2) 挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」に基づき個別マニュアルに記載し、保護者の同意の上、それに沿って対応します。
- (3) 災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を持参してください（服薬や食事の配慮が必要な場合に限る。）。また、医療的ケアの使用物品もストックしておいてください。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等については園長、保育士、看護師等で情報を共有します。また、必要に応じて、保護者同意の上、園児が利用する専門機関等（障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、訪問看護ステーション等）と情報交換等を行い、情報を共有します。
- (2) 緊急時の対応のために、当園に提出された「医療的ケアに関する主治医の意見書」、「医療的ケア指示書」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関及びつくば市消防本部に情報提供する場合があります。
- (3) 医療的ケアが必要な園児の状況に関して、集団保育を実施する上で必要な事項については、ほかの園児の保護者との間で共有する場合があります。